

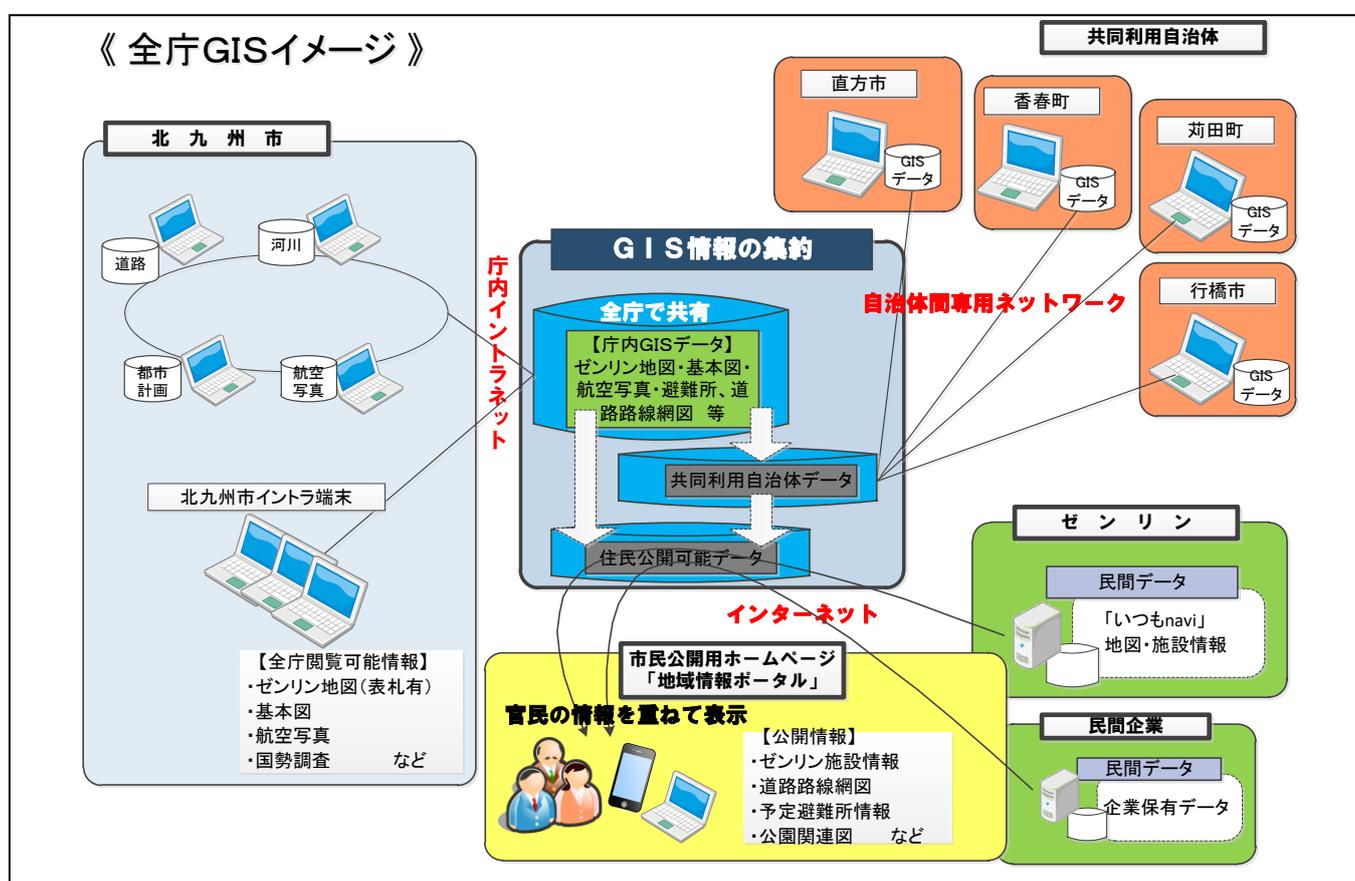
全庁GISの概要

1 全庁GISとは

GIS (Geographic Information System: 地理情報システム) とは、位置や場所を含む情報を総合的に管理・加工し、視覚的に表現することで、高度な分析や迅速な判断を可能にするコンピュータシステムである。

今回、全庁GISとして庁内の地図に関するデータを共有できるように整備した。イントラ端末から、ゼンリン住宅地図や航空写真等、多くの地図を閲覧及び管理することができる。

平成25年10月22日(火)～運用開始



2 市民公開用ホームページの開設

各種の行政情報を市民に分かりやすく提供するため、GISをベースとした市民公開用ホームページ「地域情報ポータルサイトG-motty」を開設している。

このホームページは、ゼンリンとの協定締結により、共同で構築・運用を行うものであり、本市の行政情報だけでなく、民間の保有する情報も合わせて地図の形で見やすく提供できる。

3 他都市との連携

近隣の自治体との共同利用を行うことで、費用の削減に加え、行政区域を跨いだ課題解決を可能としている。

地図をつないで自治体間の職員のみで情報を共有できるため、防災分野など、行政区域に収まらない業務で活用することができる。

共同利用を行っている（地図をつなげて確認できる）自治体（平成27年度）

- ・北九州市、直方市、行橋市、香春町、苅田町

4 地図作成やGISデータ作成に関する支援

各種の地図作成やGISデータの作成にあたっては、情報政策室が支援や助言を行い、費用削減と業務の高度化につなげていく。

5 GISの積極的な活用について

GISを積極的に活用することで業務の一層の効率化が期待できる。

例えば、

- ・住所が含まれるエクセルリスト等であれば、地図上に表示・管理することが可能。
- ・紙のゼンリン地図を台帳として管理している業務があれば、このGIS上に移行して、常に最新のゼンリン地図上で管理し続けることが可能。